

滋賀県外で妊婦健康診査等を受けられる方へ 🛠



県外の医療機関で妊婦健康診査を受けられる場合、受診費用は一旦、全額自己負担となり、 出産後に市の助成額分を請求していただくことになります。方法については以下をご覧ください。

1「妊婦健康診査等県外受診申出書」を母子保健課にご提出ください。

県外での医療機関が決まりしだい、受診までに母子保健課へ提出してください。(郵送可)

滋賀県外の医療機関での受診について

県外の医療機関で受診の際は、次の物をご持参ください。

□母子健康手帳

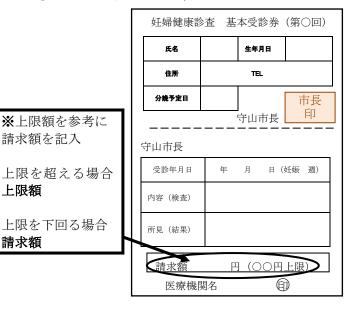
上限額

請求額

- □母子健康手帳別冊 (妊婦健康診査受診券が綴じられています)
- □妊婦健康診査費等請求書(県外受診者用)/妊婦健康診査等実施報告書
- □診察券・健康保険証・受診費用(一旦、全額自己負担になります)
- 助成金(妊婦健康診査等検査受診券分)の請求について
 - ① 妊婦健康診査費等請求書(県外受診者用)/妊婦健康診査等実施報告書の記入

裏の記入例を参考にしてください。妊婦健康診査等実施報告書は医療機関に記入を依頼してください。 (医療機関によっては文書料が発生する場合があります)

② 妊婦健康診査受診券等:受診日ごとに記入してください。



◎上半分: 受診者自身で記入してください

· 妊婦氏名、生年月日

• 住所、電話番号

• 分娩予定日

◎下半分: 医療機関で記入してもらってください

•受診年月日

健診(検査)内容

• 健診所見(検査結果)

•請求額

• 医療機関名 押印

妊婦健康診査費等請求書(県外受診者用)/妊婦健康診査等実施報告書の提出について

分娩日(出産日)の3か月後の 10 日までに「公益財団法人滋賀県健康づくり財団」へ下記の①及 び②を提出してください。(請求日の期日を過ぎてしまうとお支払いができない場合があります)

- ① 妊婦健康診查費等請求書(県外受診者用)/妊婦健康診查等実施報告書
- 妊婦健康診査等受診券:①で請求する分の受診券を冊子から切り離して同封する。 (新生児聴覚検査・産婦健康診査・1か月児健康診査受診券を含む)



【請求書送付先】

〒520-0834

大津市御殿浜6番28号

公益財団法人滋賀県健康づくり財団〈妊婦健診請求書在中〉

※振込み手数料を差し引いた金額が2~3カ月後に入金されますので、通帳記帳にてご確認ください。 通帳に ザイ) シガケン ケンコウ と記されます。

※妊婦健康診査受診券等は、守山市に住民登録されている妊婦(新生児聴覚検査の場合は子ども)の使用に 限りますので、守山市外へ転出された場合は、転出日以降は使用できません。 転出先の市町村の母子保健担当窓口へお尋ねください。

守山市こども家庭部 母子保健課 (☎ 077-583-0898) 【問い合わせ先】 〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所2階

